



令和6年度 保育所・認定こども園ガイド

— 子どもが輝くまち 氷見 —



お問合せ先 〒935-8686 氷見市鞍川1060番地
氷見市 子育て支援課
TEL 74-8116

3. 保育の必要性の認定要件について

2号認定または3号認定を受けるためには、両親がいずれも次の「保育を必要とする事由（保育要件）」のどれかに該当することが必要です。

また、保育要件ごとに期間と利用できる時間（保育必要量）が異なります。

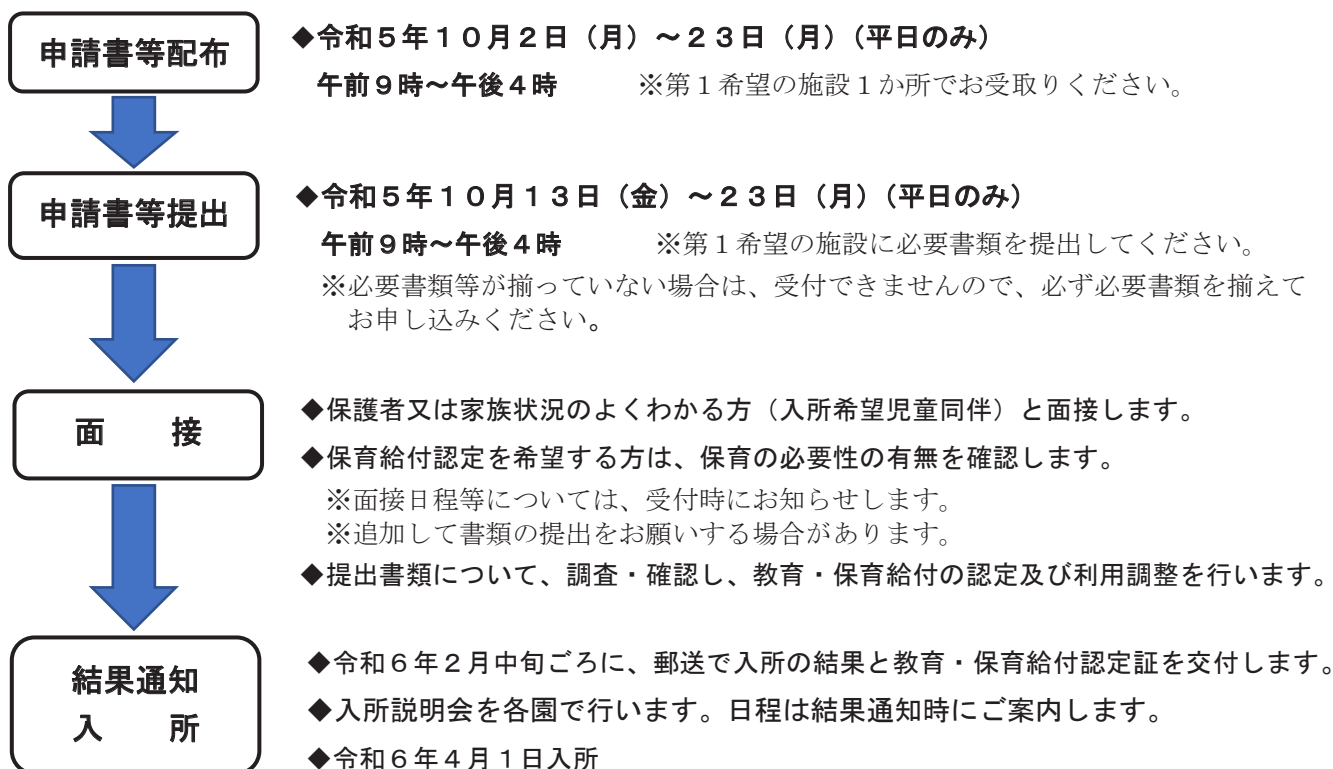
保育要件	状況	支給認定期間	保育必要量
就労	1日3時間以上かつ月12日以上で、月の就労時間が48時間以上の労働を常態としている	小学校の就学前まで (または、当該事由の必要期間)	保育短時間
	1日6時間以上かつ、月の就労時間が120時間以上の労働を常態としている		保育標準時間
妊娠・出産	出産後間もない、または妊娠している	産前2か月（出産予定月を含まず）、産後3か月（出産予定月を含む）	保育短時間 保育標準時間
疾病・障害	疾病・負傷・精神や身体に障害を有している	小学校の就学前まで (または、当該事由の必要期間)	
看護・介護	長期にわたり、常時病人や心身に障害を有する人を看護または介護している		
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害復旧に当たっている		
求職活動 (起業準備)	在園児であって、求職活動（起業準備を含む）を行っている ※原則年1回のみ	3か月	保育短時間
就学	大学、専門学校等（職業訓練学校等における職業訓練を含む）に通っている	当該事由の必要期間	保育短時間 保育標準時間
育児休業中の 継続利用	育児休業にかかる乳幼児以外の児童（兄・姉）で、既に利用している	当該事由の必要期間	保育短時間
その他	児童虐待の防止のため、特別の支援を要する場合	小学校の就学前まで (または、当該事由の必要期間)	保育短時間 保育標準時間

4. 手続きから入所までの流れ（2号認定・3号認定）

※1号認定（教育認定、満3歳で令和6年度途中に入所を希望する場合も含む）の方は直接施設にお問い合わせください。

4月1日から保育所等への入所（転園を含む）を希望する場合（新規入所）

◇1次受付



◇2次受付

申請書等を子育て支援課で受取り、子育て支援課に提出してください。

配布期間 令和5年12月1日（金）～12月25日（月）（平日のみ）

提出期間 令和5年12月15日（金）～12月25日（月）（平日のみ）

（配布期間、提出期間ともに午前8時30分～午後5時15分）

※1次受付期間で、すでに定員を超える申し込みがあった場合は、1次受付の利用申請で余裕のある保育所等で選考しますので、あらかじめご了承ください。

※2次受付の方は、2月下旬に郵送で入所の結果と教育・保育給付認定証を交付します。

氷見市外の保育所等への入所（広域入所）を希望する場合

1次受付申請期間に子育て支援課でお申し込みください。前年度からの継続であっても毎年申し込みが必要です。また、市内入所と広域入所を同時に申し込むことはできません。保育所等の所在市町村の審査もあるため、市内入所を希望する方より決定が遅れますので、あらかじめご了承ください。（2月下旬ごろ郵送予定です。）

園への申し込み状況により、1次または2次受付で申し込みをされた場合でも、第1希望以外の園のご案内となる場合がありますので、必ず第3希望までご記入してお申し込みください。（1号認定を除く）また、入所する要件に該当しないため入所が認められない場合があります。

産休・育休明けなどで令和6年度途中からの入所を希望する場合

途中入所の入所日は毎月1日または15日のどちらかとなります。新しい環境に慣れることを目的に就労開始日（育児休業の職場復帰の場合を含む）が1日～14日までの場合は前月15日を、15日以降月末までの場合は当月1日を入所日として申し込むことができます。（就労開始までの間保育時間は通常の保育時間より短くなる場合がありますが、保育料は入所日分から納めていただきます。ご了承ください。）

◇1次受付

意向調査書等配布

◆令和5年10月2日（月）～23日（月）（平日のみ）

午前8時30分～午後5時15分 ※子育て支援課でお受取りください。



意向調査書等提出

◆令和5年10月13日（金）～23日（月）（平日のみ）

午前8時30分～午後5時15分 ※子育て支援課に提出してください。

※必要書類等が揃っていない場合は、受付できませんので、必ず必要書類を揃えてお申し込みください。



申請書等提出

◆入所希望月の約2か月前に申請書等を子育て支援課に提出してください。

※子育て支援課から案内を送付します。

※この申請により正式な申し込みとなります。

◇2次受付

子育て支援課で意向調査書等を受取り、子育て支援課に提出してください。

配布期間 令和5年12月1日（金）～12月25日（月）（平日のみ）

提出期間 令和5年12月15日（金）～12月25日（月）（平日のみ）

（配布期間、提出期間ともに午前8時30分～午後5時15分）

※1次受付期間で、すでに定員を超える申し込みがあった場合は、1次受付の利用申請で余裕のある保育所等で選考しますので、あらかじめご了承ください。

◇随時受付

随時受付は、年間を通じて子育て支援課で受付ます。入所決定施設は、1次受付・2次受付の利用調整で余裕のある保育所等で選考します。申請書等の配布は、**入所希望月の3か月前より配付**します。（※教育認定の方は、入所希望施設へお申し込みください。）なお、広域入所を希望される方は申請日が異なりますので、お早目に子育て支援課にご相談ください。

令和6年度途中入所随時受付申請期間（氷見市内施設）

入所希望月	申請書等配布開始日	申請期間	入所希望月	申請書等配布開始日	申請期間
4月	1月4日（木）	3月1日（金）～15日（金）	10月	7月1日（月）	9月2日（月）～13日（金）
5月	2月1日（木）	4月1日（月）～15日（月）	11月	8月1日（木）	10月1日（火）～15日（火）
6月	3月1日（金）	5月1日（水）～15日（水）	12月	9月2日（月）	11月1日（金）～15日（金）
7月	4月1日（月）	6月3日（月）～14日（金）	1月	10月1日（火）	12月2日（月）～13日（金）
8月	5月1日（水）	7月1日（月）～12日（金）	2月	11月1日（金）	1月6日（月）～15日（水）
9月	6月3日（月）	8月1日（木）～15日（木）	3月	12月2日（月）	2月3日（月）～14日（金）

※必要書類等が揃っていない場合は、受付できませんので、必ず必要書類を揃えてお申し込みください。また、申し込み期間を過ぎての提出は受付いたしませんので、あらかじめご了承ください。

入所月前月20日頃に市から、郵送で入所の結果と教育・保育給付認定証を交付します。

5. 申請に必要なもの

- ①支給認定申請書兼入所申込書 ※児童1人につき1枚必要です。
- ②マイナンバー申告書 ※児童1人につき1枚必要です。
- ③健康調査票 ※児童1人につき1枚必要です。
- ④子育てのための施設等利用給付認定申請書 ※教育認定を希望しており保育の必要性ありの方のみ
- ⑤保育を必要とする理由を確認する書類 ※父、母それぞれの書類が必要です。
※証明の日付より3か月間有効です。期間を過ぎた場合は再度取り直していただきます。

保育要件（2ページもご参照ください）		必要書類
就労	<ul style="list-style-type: none"> ・企業や法人、官公庁などに雇用されている、若しくは保護者自身が法人格を持つ企業の経営者である方 ・下請けの内職をしている方 	<ul style="list-style-type: none"> ・就労証明書 (就労予定・復帰予定で提出された方は、就労後再度提出が必要です。)
	<ul style="list-style-type: none"> ・自営業に従事している方、または家族（自営業主）の事業の専従労働者となっている方 ・自営で内職をしている方 ・農業に従事している方 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族調査票 (※民生児童委員の証明が必要です。) ・営業所得や農業所得が記載された確定申告書等の写し
妊娠・出産		<ul style="list-style-type: none"> ・家族調査票 ・母子健康手帳の写し (表紙と出産予定日を記載するページ)
疾病・障害		<ul style="list-style-type: none"> ・家族調査票 ・診断書 (病状等により、家庭での保育が困難であることを明記してあるもの)
看護・介護		
就学		<ul style="list-style-type: none"> ・家族調査票 ・入学通知、在学証明書又は学生証の写し ・時間割等
求職活動	(4月1日入所のみ申し込み可。年度途中入所は就労先決定後、随時受付で申し込んでください。)	令和6年1月26日(金)までに就労証明書の提出がない場合は、申し込みを取下げさせていただきます。
上記以外の事由で保育ができない場合		<ul style="list-style-type: none"> ・家族調査票 ・その事由を証明するもの

※自営・農業手伝等で給金の発生しない場合は、保育の必要性が高い就労とみなしません。

※診断書には症状などに加え、治癒見込み及び療養に必要な期間もしくは慢性的なもの、療養が長期にわたるものはその旨を明記してもらってください。治癒見込み期間の記載がない場合には、状態確認のため診断書の再提出を求める場合や入所期間を限定する場合があります。

※「介護保険 要介護認定・要支援認定等結果通知書」では、具体的な状況がわかりませんので、診断書の提出をお願いします。

※兄弟姉妹が同時に入所する場合（同じ時期に申し込みをする場合）には、一方の児童の証明書は写しでもかまいません。（人数分を提出してください。）ただし、別の時期に入所する場合（第1子がすでに入所しており、第2子が育児休暇明けで年度途中に入所する場合など）には、すでに提出されている証明書をコピーして使用することはできません。

6. 入所申請についての注意事項

I. 入所申込書等の書類について

◆申し込み時の書類に不備があった場合は再提出をお願いします。改善がない場合、若しくは記載内容に虚偽があった場合は、保育所等を利用することはできません。また、入所後明らかになった場合は退所していただくことがあります。

II. 出産予定の方、育児休業中の方、育児休業を取得予定の方

◆申請時に就労中で、その後出産予定がある又は妊娠が確認できたなどで、入所希望月において産前産後時期と重なる場合の認定は「就労」ではなく、「妊娠・出産」となります。

◆「妊娠・出産」の保育要件で新規入所した場合、期間満了後に、育児休業または求職中での理由で入所継続はできません。また、第二子以降の出産に伴う育児休業中の場合は、特段の理由がない限り、兄・姉は入所できません。

◆兄・姉がすでに入所している場合は、第二子以降の出産に伴う育児休業取得の場合でも継続入所は可能です。

III. 求職中の方

◆4月1日入所希望の方のみ1次・2次受付を行います。年度途中入所を希望される方で求職中の場合は、就労先決定後、随時受付で申し込んでください。

◆在園児で求職活動に変更する場合は、求職活動申立書及びハローワーク受付票が必要です。

◆在園児で求職活動となった場合の保育必要量は、保育短時間です。就労開始にあたり、保育標準時間に保育必要量を変更する場合は、父、母それぞれの就労証明書等を揃えて、子育て支援課で手続きが必要です。また、求職活動の事由での入所の継続（最大3か月）は原則年度に1回のみとなります。

IV. 就学の方

◆就学の要件で入所された方は、求職活動への切替えは原則認めませんのでご了承ください。

V. 利用調整

◆利用希望者が定員（各年齢）を上回る場合は、利用調整基準に基づき利用調整を行います。申し込みの早い人からではなく、入所申し込み者全体で入所判定指数の高い人から、順次入所を決定していきます。

VI. 届け出が必要な場合（家庭状況・就労状況の変更、退所、申込取り下げなど）

◆申し込み後の状況の変更は、保護者自身で届出が必要です。届出がない場合は、入所取消または退所となる場合があります。ご注意ください。

◆次の場合は、申し込み中・入所中を問わず子育て支援課に連絡・届出してください。

●住所が変わったとき、電話番号が変わったとき

※転出の際は、必ず事前に入所している保育所等及び子育て支援課へご連絡ください。

●就労状況等に変更があったとき

●希望する園や入所月を変更したいとき

●離婚、再婚、生活保護等、世帯の状況に変化が生じたとき

●保育時間の希望に変更があるとき






※変更希望月の前月25日までに子育て支援課で変更手続きが必要になります。

●申し込んだが、入所の必要がなくなったとき

●2週間を超える長期欠席（病気）となる時（退所していただく場合もあります。）


7. 年間の主な行事

(例) 年間行事

 はる	入園の集い 子どもの日の集い 遠足 等
 なつ	七夕まつり 水遊び お楽しみ会 等
 あき	運動会 遠足 生活発表会 等
 ふゆ	クリスマス会 もちつき会 豆まき ひなまつり 卒園を祝う会 等
 毎月	誕生会 身体測定 交通安全指導 避難訓練 等



(例) 一日の生活・遊び

時間	生活の流れ
7:00	◎ 延長保育 ◎ 登園 
8:30	
10:00	◎ おやつ (0・1・2歳児のみ) ◎ 遊び クラス活動 年齢に合わせた「ねらい」を持って保育・教育を行います。
12:00	◎ 昼食 栄養士が作成した献立に合わせ、調理員が真心込めて作った食事をいただきます。 地産地消 ご飯 (JA 氷見市からの寄付等による) 氷見うどん、氷見牛、氷見の魚 氷見りんご、灘浦みかん 氷見ハトムギ茶 など
13:00	◎ 午睡 0・1・2歳児 (通 年) 3歳児 (概ね4月~秋頃まで) 4・5歳児 (概ね 夏期)
15:00	◎ おやつ (2・3号のみ) 調理員の手作りおやつの時があります。
16:30	◎ 降園
18:00	◎ 延長保育 家庭的な雰囲気の中、異年齢で遊びながらお迎えを待っています。
19:00	

8. 特別保育について

延長保育（保育所・認定こども園）

保育所・認定こども園の保育認定（2号認定・3号認定）を受けた在園児を対象に、通常の保育時間を超えて保育を行うもので、利用する場合は利用料が必要です。

7:00～19:00 実施施設は、19ページ「教育・保育施設一覧表」をご覧ください。
※施設により延長保育料が異なる場合がありますので、直接各施設へお問い合わせください。

一時預かり保育（認定こども園）

教育認定（1号認定）を受けた在園児を対象に、通常の教育時間を超えて保育を行うものです。実施時間、料金などは施設によって異なりますので、直接各施設へお問い合わせください。

一時預かり保育（保育所・認定こども園）

保育所等を利用していない家庭において、保護者の都合（仕事・通院や治療・冠婚葬祭などの時）によりお子さんを数日間家庭で保育できなくなった場合に、生後4か月頃から就学前までのお子さんを対象に、1日または半日単位等で一時預かりを行っています。実施施設は、19ページ「教育・保育施設一覧表」をご覧ください。実施時間、料金などは施設によって異なりますので、直接各施設へお問い合わせください。

休日保育

保護者が日曜日や祝日に勤務があり家庭で保育できない場合、在園児を対象に保育を行います。
（実施施設）マヤ保育園

障害児保育

保育を必要とする心身に障害のある児童で、集団の中での保育が可能かつ日々通所することのできる児童について、発達状況や個性を踏まえながら、集団の中で一緒に成長していけるように配慮して保育を行っています。

病児保育

就労等で自宅での保育が難しい場合、当面の急変が認められないが、病気の回復期に至っていないお子さんの保育を行います。（在園児以外も利用可）
（実施施設）しんまちこども園

病後児保育

病気の回復期にあるお子さんの保育を行います。
（実施施設）アソカナーサリー

体調不良児対応型保育

在園児を対象に、保育中に体調不良となったお子さんを、保護者の迎えの時間まで看護師が看護します。

（実施施設）アソカナーサリー
海清保育園
あさひの丘こども園
氷見ひかり保育園

9. 子育て支援について

育児相談（電話・来園）

市内全保育所・認定こども園及び子育て支援拠点施設で受付しています。育児について、困ったときにはご相談ください。

氷見市子ども発達サポートセンター くるむ

お子さんの発達や子育てに関する相談を受け付けています。心配なことは一人で悩まず、まずはご相談ください。

- 電話相談／8：30～17：15
- 面接相談／電話予約により実施
- 利用日／月曜日～金曜日
- いきいき元気館内 TEL 74-8460

ファミリー・サポート・センター

保育などの援助を受けたい人と、援助したい人が会員となり、一時預かりや園の送迎など育児についての助け合いを行います。

病後児保育も行っています。

- 対象／乳幼児から小学校6年生までの児童
- 利用時間／基本（8：00～18：00）
- お問い合わせ・お申し込み／
＜氷見市社会福祉会館内＞
氷見市ファミリー・サポート・センター
こども館きらら
鞍川975番地 TEL 74-5561
受付時間 平日8：30～17：30

子育て支援拠点施設

親子での友達づくり、発達に合わせた遊びや、子育てに関する講座なども紹介しています！

- 氷見市地域子育てセンター
中央町12-21（いきいき元気館内）
TEL 74-8453
- マヤ子育て支援センター
鞍川1303（アソカナーサリー内）
TEL 74-7550
- 親と子のともだちサロン はやかわ
小久米83-5（速川児童館内）
TEL 76-2613
- すくすくサロン
飯久保167（みどり保育園内）
TEL 91-1277
- キラキラキッズサロン
泉355-1（上庄保育園内）
TEL 72-5674
- たんぽぽサロン
窪2278-1（海清保育園内）
TEL 91-1301
- Chu・Chu・サークル
栄町18-8（ひみ中央こども舎内）
TEL 74-1422
- くらら
朝日丘3-10（あさひの丘こども園内）
TEL 74-8435

10. 食物アレルギーがあるお子さんについて

保育所等の給食では、食物アレルギーのあるお子さんには、代替食・除去食の対応をしています。除去等が必要な場合は、医師の診断が必要となります。書類は園にありますのでご相談ください。(医師の診断による書類の提出は、概ね年に1回、お願いしています。)

申し込みの前に、かかりつけの医療機関で保育所等での集団生活が可能か確認していただき、見学・面接の際には、必ず、食物アレルギー（程度やアナフィラキシー症状の有無など）について、事前にご相談ください。

※事前に申し出がない場合や、入所決定後であっても安全にお預かりできないと判断したときは、入所を保留またはお断りすることがあります。

11. 個別な配慮を要するお子さんについて

お子さんの発達状況や個性を踏まえながら、集団の中で一緒に成長していけるように配慮して保育を行っています。

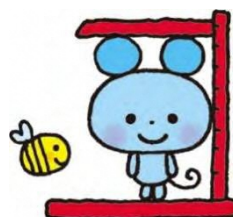
申し込みの前に、かかりつけの医療機関で保育所等での集団生活が可能か確認していただき、見学・面接の際には、必ず、障害や特性、既往歴（手術を受けたことがある、経過観察のため定期健診に行っている、定期的に服薬しているなど）について、事前に相談してください。

※お子さんの状況により、医師からの診断書を求める場合があります。また、障害や特性、既往歴について、事前に相談がない場合や、入所決定後であっても安全にお預かりできないと判断したときは、入所を保留またはお断りすることがあります。

12. 健康・安全について

1 保育所等での健康診断

内科健診（年2回） 歯科健診（年2回）
身体測定（身長・体重は毎月、胸囲は年2回）
検尿（蛋白・糖）（年2回、年少児以上対象）



2 災害共済給付金

保育所等での管理下における災害に対し、医療費を助成する制度です。全園児が加入します。

3 感染症に罹患したときは

厚生労働省の保育所における感染症対策ガイドラインでは、感染症に罹患した子どもの病状が回復し、保育所等における集団生活に支障がないと医師により判断されたことを、保護者を通じて確認した上で、登園を再開することが重要であるとしています。そのため、氷見市では、医療機関の主治医の先生が記入した登園許可証明書等の提出をお願いしています。（様式は各園にあります。また、氷見市のホームページからもダウンロードできます。）

登園許可証明書・治癒報告書・登園届が必要な感染症一覧

提出書類名 及び記入者	病名	登園のめやす
登園許可証明書 (医師記入)	麻疹（はしか）	解熱後3日経過していること
	風疹（三日はしか）	発疹が消失していること
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮（かさぶた）化していること
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
	結核	医師により感染の恐れがないと認められていること
	咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
	流行性角結膜炎（はやり目）	結膜炎の症状が消失していること
	百日咳	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
	腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111等)	医師により感染の恐れがないと認められていること
	急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認められていること
	侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)	医師により感染の恐れがないと認められていること
治癒報告書 (保護者記入)	インフルエンザ	発症した後5日経過し、かつ解熱した後3日経過していること
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日経過し、熱が下がり、咳や喉の痛みなどの症状が無くなり、24時間経過していること
登園届 (保護者記入)	溶連菌感染症	抗菌薬内服後24～48時間が経過していること、さらに24時間発熱がなく食事がとれる状態であること
	マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
	手足口病	24時間発熱がないこと、さらに口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	伝染性紅斑（リンゴ病）	全身状態が良いこと
	感染性胃腸炎（ロタウイルス、ノロウイルス感染症）	嘔吐、下痢等の症状が治まり普段の便が確認されており、普段の食事がとれること
	ヘルパンギーナ	24時間発熱がないこと、さらに口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
	带状疱疹しん	すべての発疹が痂皮（かさぶた）化していること
	突発性発しん	解熱し機嫌・全身状態共に良く、普段の食事がとれること
	※伝染性膿痂疹（とびひ）	皮疹が乾燥していること（但し、軽症であれば患部保護にて、登園許可の判断は医師にゆだねる）

※厚生労働省のガイドラインでは登園許可証明書等を必要としていないが、氷見市では提出を必要とするもの

保育所等では、感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことができるよう努めています。子どもたちが集団で長時間生活を共にする場で、安心して生活できるよう、ご協力よろしく願いいたします。

13. 食事について

氷見市の保育所等では、各園で炊きたてのご飯とできたてのおかずの完全給食（ご飯とおかずの組み合わせ）を提供しています。

主食・主菜・副菜・汁物・果物を軸に栄養士が献立作成をしており、旬の食材や行事食をとり入れながら、楽しく、おいしく食べられるような工夫をし、安心安全な給食提供に心がけています。

乳幼児期は食習慣の基礎づくりとして、食事の大切さを教える時期であり、食生活に関する興味や関心を持てるよう、食育にも力をいれています。

※乳児については、離乳食を月齢や発達状況に合わせて進めます。

※食物アレルギーがあるお子さんについては、個別対応を行っています。



1 おやつについて（保育短時間・保育標準時間のみ）

- ・三度の食事では取りきれない栄養を補うものです。
- ・時間や質（牛乳・乳製品・果物など）、量（一日 150～200kcal）など組み合わせに留意し、手作りおやつの提供にも努めています。

2 給食だより

- ・月初めに栄養士が作成した献立表に、食事に関する情報を載せてお知らせします。これを参考に家庭での食事や食品の組み合わせにご配慮ください。
- ・行事などのため、献立の実施日を変更することがあります。

3 食育の取り組み（食習慣の育成）

- ・規則正しい食生活、丈夫な体、おいしく感じる味覚など、食生活の基礎がこの幼児期に作られます。下記の①～⑤の目標に取り組んでいます。
- ①お腹がすくりズムの持てる子ども
- ②食べたいもの、好きなものが増える子ども
- ③一緒に食べたい人がいる子ども
- ④食事作り、準備にかかわる子ども
- ⑤食べ物を話題にする子ども



4 給食費について

1号認定及び2号認定の児童は、JA氷見市からの氷見産米の寄付により、主食（ごはん）費の徴収を行っていません。また、副食（おかず）費については、氷見市独自の補助制度により補助しています。（3号認定の児童は、保育料の中に給食費が含まれています。）

14. 保育料について

○保育料は、所得に応じた負担を基本に、国が定める水準を上限とし、市が設定します。

○令和元年10月より幼児教育・保育の無償化が実施され、原則小学校就学前の3年間の保育料が無償化されました。また、保育の必要があれば、子育てのための施設等利用給付認定を申請することにより、預かり保育（一時預かり）についても無償化の対象となります。（幼稚園等に入所の場合は3歳のお誕生日の翌月から保育料無償化の対象となります。）

○令和5年度から氷見市独自の制度により、1歳児以上の保育料が無償化になりました。

○保育料のほかに、施設によって、実費徴収・上乗せ徴収がある場合があります。

○保育料は児童の父と母の市町村民税（税額控除適用前）の合計により算定されます。ただし、父母の収入が少ない場合、同居の祖父母など（家計の主宰者である場合）の税額が合計される場合があります。

○保育料は、4月1日時点の年齢を用いるため、年度途中で1歳になっても保育料は変わりません。

○4月から8月は令和5年度の市町村民税額（2022年中の収入や控除を基に算出したもの）、9月から3月は令和6年度の市町村民税額（2023年の収入や控除を基に算出したもの）に基づいて算定します。

○市民税額の変更や、離婚・再婚など家族構成の変更があった場合は、すみやかに子育て支援課に届け出をしてください。月末までの提出分について、翌月から保育料を変更する場合があります。なお保育料の変更はその年度限りとし、過年度の変更はいたしません。

認定こども園・事業所内保育所に入所の方

保育料は直接施設に納めていただきます。各施設で手続きを行ってください。

保育所に入所の方

保育料は口座振替により市に納めていただきます。インターネットの口座振替受付サービスで振替口座の登録を行うか、口座振替依頼書に必要事項を記入のうえ指定の金融機関又は子育て支援課へ提出してください。**毎月25日（25日が土日祝日の場合は金融機関の翌営業日）に前月分の保育料を口座振替します。必ず、前日までに残高の確認をお願いします。もし、引き落としができなかった場合は、その翌月10日に改めて振り替えします。**（※都合で登園しない場合も保育料は月額負担になります。）

保護者のみなさまへのおねがい

保育所等の運営は、保護者のみなさまにお支払いいただく保育料と税金（国、県、市）で成り立っています。保育所等で子どもを預かるためには、給食費、保育材料費、光熱水費、衛生管理費、保育士の人件費などの経費が必要で、**平均で1年間に1人約80万円の経費がかかります。**この経費は、保育料と税金によって賄われています。保育料は、子どもが日々の健やかな生活を送るために、なくてはならない経費として使われていますので、期限までに確実に納付していただきますようお願いいたします。滞納がある場合は、児童手当支給時に保育料を差し引くことがあります。また、地方税の滞納処分の例により、差し押さえ等の対応を行う場合があります。

令和5年度 氷見市保育料

(単位：円)

世帯の階層区分		保育料基準額(月額)	
階層区分	定 義	0歳児(4/1時点で0歳の児童)	
		標準時間	短時間
A	生活保護	0	0
B	市町村民税非課税	0	0
C01	市町村民税均等割のみ	9,400	9,200
C02	市町村民税所得割課税額 24,300 円未満	11,200	11,000
C03	市町村民税所得割課税額 24,300 円以上 48,600 円未満	12,900	12,600
D01	市町村民税所得割課税額 48,600 円以上 62,800 円未満	18,300	17,900
D02	市町村民税所得割課税額 62,800 円以上 77,101 円未満	23,600	23,100
D03	市町村民税所得割課税額 77,101 円以上 97,000 円未満	27,300	26,800
D04	市町村民税所得割課税額 97,000 円以上 115,000 円未満	30,400	29,800
D05	市町村民税所得割課税額 115,000 円以上 133,000 円未満	33,200	32,600
D06	市町村民税所得割課税額 133,000 円以上 151,000 円未満	35,800	35,100
D07	市町村民税所得割課税額 151,000 円以上 169,000 円未満	37,900	37,200
D08	市町村民税所得割課税額 169,000 円以上 211,201 円未満	40,000	39,300
D09	市町村民税所得割課税額 211,201 円以上 301,000 円未満	42,100	41,300
D10	市町村民税所得割課税額 301,000 円以上 397,000 円未満	44,400	43,600
D11	市町村民税所得割課税額 397,000 円以上	46,700	45,900

1 認定について

保護者の就労や疾病など、保育を必要とする事由に該当する児童のうち、満3歳以上の児童は2号認定、満3歳未満の児童は3号認定となります。保育を必要とする事由に該当しない、もしくは保護者が1号認定を希望する3歳以上の児童は1号認定となります。

2 保育料の決定、軽減について

- (1) 令和元年10月より幼児教育・保育の無償化が施行され、原則小学校就学前の3年間の保育料(1号認定および2号認定の保育料)は無料です。3号認定の保育料は、階層区分表及び軽減内容で算定されます。
- (2) 階層区分は入所児童と生計を一にする父母の市町村民税額を合算した額で決定します。ただし、父母の収入金額の合計及び所得金額の合計が基準額に満たない場合は、同居の祖父母のうち所得の大きい方を家計の主宰者とみなし、保育料算定の対象とします。
- (3) 4月から8月までの保育料は前年度の市町村民税額、9月から3月までの保育料は現年度の市町村民税額で決定します。なお、調整控除及び税額調整措置以外の税額控除(寄附金控除、配当控除、住宅借入等特別控除等)が適用されている場合は、その控除がなかったものとして計算します。また、保護者が未婚のひとり親である場合については、利用者からの申請により、地方税法上の寡婦(寡夫)控除が適用されるものとみなすこととし、こどもの保護者及びその他の扶養義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には氷見市内に住所を有するものとみなして計算します。
- (4) 保護者と生計を一にする児童のうち、1歳以上児の保育料は無料とします。
- (5) ひとり親世帯や在宅障害児(者)(身体障害者手帳の交付を受けた方、療育手帳の交付を受けた方、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方、特別児童扶養手当支給対象児、障害者基礎年金等の受給者)のいる世帯、生活保護法に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる方のいる世帯で、(2)の合算した市町村民税所得割額が77,101円未満である場合は、第1子より保育料を無料とします。
- (6) 保護者と生計を一にする2人以上の児童が保育所の他に幼稚園や認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援又は医療型児童発達支援を利用している場合も含め、同時に入所している場合の保育料は最も年齢の高い児童は全額徴収、次に年齢の高い児童は半額徴収、それ以外の児童は無料となります。また、保護者と生計を一にする児童のうち、(2)の合算した市町村民税所得割額が57,700円未満である場合の保育料は、第1子は半額徴収、第2子以降は無料とします。
- (7) 月の途中で入所または退所した場合の保育料については、日割計算します。
- (8) 別に定める特別保育(一時預かり及び延長保育)を利用する児童の負担金は別途算定します。

15. 申請書等の記入例

施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定申請書

兼幼稚園・保育所・認定こども園入所申込書 兼児童台帳

令和5年10月13日

氷見市長 あて

代表保護者氏名 **氷見 太郎** ㊞

(氷見市社会福祉事務所長あて)

(自署の場合押印不要)

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る支給認定を申請します。

また、市町村が施設型給付費・地域型保育給付費等の支給認定に必要な市町村民税の情報(同一世帯者を 含む)及び世帯情報を閲覧すること。また、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定 教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

申請に係る 小学校就学前 児童	氏 名		生年月日	年齢	性別	出生順位
	ふりがな	ひみ きつと	平成 令和	3 歳	男	第 2 子
	氷見 吉都	2年5月5日 生	令和5年4月1日時点			
保護者 住所・連絡先 保護者氏名	(〒 935-8686) 氷見市 鞍川1060番地					
	令和5年1月1日時点の 住所地	父	氷見市内 ・氷見市外 (市・区・町・村)			
		母	氷見市内 ・氷見市外 (市・区・町・村)			
保護者氏名	自 宅 (0766) 74 - 8116		父携帯 (090) 1234 - 5678		母携帯 (090) 8765 - 4321	
希望する 教育・保育 認定区分 (該当するもの1つに○)	1号	満3歳以上で幼稚園等の利用を希望する場合(保育所等と併願を除く)				
	2号	満3歳以上で保育所等の利用を希望する場合(幼稚園等と併願を含む)				
	3号	満3歳未満で保育所等の利用を希望する場合(幼稚園等と併願を含む)				

・「幼稚園等」とは、幼稚園、認定こども園(教育部分)をいいます。

・「保育所等」とは、保育所、認定こども園(保育部分)、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育をいいます

(誓約) 決定された保育料は、遅滞なく納付し、滞納しないことを誓います。滞納した場合は、いかなる法的措置を講じられても異議を申し立ていたしません。

(自署の場合押印不要) 父 **氷見 太郎** ㊞
母 **氷見 華子** ㊞

①世帯の状況

区分	氏名	入所児童との続柄	生年月日	勤務先・学校名等	備考
児童の世帯員	氷見 太郎	父 同居 ・別居	平成元年6月6日	(株)ハットリ	
	氷見 華子	母 同居 ・別居	平成元年1月8日	魚問屋フリンズ	
	氷見 貴蔵	兄	平成27年4月2日	キトキト小学校	
	氷見 福造	祖父	昭和32年3月11日	無職	
	在宅障害者(児)	なし・ あり (利用児童との続柄 祖父) ※障害者手帳等の写しを添付してください。			
	生活保護適用の有無	適用なし ・適用あり(平成・令和 年 月 日保護開始)			
	ひとり親家庭等	非該当 ・該当			

○記入例を参考に、字は楷書ではっきりと書いてください。

②利用を希望する期間、希望する施設名

利用を希望する期間	令和 6 年 4 月 1 日 から	<input checked="" type="checkbox"/> 卒園するまで <input type="checkbox"/> 年 月 日まで
入所を希望する施設名	第1希望 比美の江こども園	(希望理由) 園の雰囲気よいため
	第2希望 有磯保育園	(希望理由) 家から一番近い
	第3希望 フリス保育園	(希望理由) 母の実家と勤務先に近い

2号認定または3号認定を希望する場合は、下記に必要事項を記入してください。

	続柄	必要とする理由	備考
保育の利用を必要とする理由	父	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	母	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
利用を希望する曜日	<p>月 曜日から 土 曜日まで</p> <p>土曜日保育を希望する理由 (父母ともに仕事のため)</p>		
希望する保育必要量	<input checked="" type="checkbox"/> 保育短時間認定 <input type="checkbox"/> 保育標準時間認定 <small>※就労時間（通勤時間を除く）が1か月に120時間未満の方は、標準時間を選択できません。</small>		
	<input type="checkbox"/> 保育標準時間認定に該当しますが、保育短時間認定を希望します。		

土曜日保育は父母ともに就労等で保育ができない場合に限り利用できます。

(添付書類) 勤務証明書等 (上記保育の利用を必要とする理由を証明する書類)

＜記入上の注意＞

- ①保護者の住所・氏名を記入してください。(署名の場合は押印不要、押印はスタンプ印不可)
- ②住所は、アパート・マンション名、号室まで正しく記入してください。氷見市に転入予定の方は現在お住まいの住所を記入してください。
- ③「児童の世帯員」欄には、児童の世帯員全員記入してください。世帯分離の場合も生計同一として記入してください。(両親のいずれかが児童と住まいを別にしている場合は、その理由に関わらず、必ず両親とも記載してください。その場合、代表保護者氏名欄には、児童と同居する方の氏名を記載してください。)
- ④在宅障害者(児)が「あり」の場合は、「身体障害者手帳」、「精神障害者手帳」、「療育手帳」、「障害基礎年金証」いずれかの写しを添付してください。

誤記や漏れのないように記入してください。記入には黒のインク・ボールペンを使用し、鉛筆や消えるペンを使用しないでください。楷書・算用数字で記入してください。

●マイナンバー申告書の記入例

マイナンバー法の施行に伴い、入所申請時に、個人番号（マイナンバー）の申告が必要となりました。

教育・保育給付認定申請書兼入所申込書、施設等利用給付認定・変更申請書 添付書類

個人番号(マイナンバー)申告書

令和5年 10月 13日

氷見市長 あて

代表保護者氏名 **氷見 太郎** 印
(自署の場合押印不要)

次のとおり、子どものための施設型給付費・地域型保育給付費に係る教育・保育給付認定、子育てのための施設等利用給付認定・変更の書類として個人番号を申告します。

また、市が個人番号を利用し、施設型給付費・地域型保育給付費等の教育・保育給付認定、施設等利用給付認定・変更に必要な市町村民税の情報(同一世帯者を含む)及び世帯情報を閲覧すること。また、その情報に基づき決定した利用者負担額等について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

世帯の状況

続柄	氏 名 ・ 生 年 月 日	
	個人番号(マイナンバー)	
入園児童	(フリガナ ヒミ キョト) 氷見 吉都 令和2年 5月 5日	12桁 1 2 3 4 5 6 7 8 9 8 7 6
保護者 父	ヒミ タロウ 氷見 太郎 H 1年 6月 6日	12桁 2 3 4 5 6 7 8 9 8 7 6 5
保護者 母	ヒミ ハナコ 氷見 華子 H 1年 1月 8日	12桁 9 8 7 6 5 4 3 2 1 2 3 4
兄	ヒミ カンタウ 氷見 寛蔵 H 27年 4月 2日	12桁 8 7 6 5 4 3 2 1 2 3 4 5
祖父	ヒミ フクシロウ 氷見 福造 S 32年 3月 11日	12桁 5 6 7 8 9 1 2 3 4 5 6 7
	年 月 日	12桁
	年 月 日	12桁
	年 月 日	12桁
	年 月 日	12桁

※入所児童1人あたり1枚作成してください。住民票上の世帯分離や学生等で市内外に別居している生計同一の扶養家族がある場合も記入してください。
※個人番号(マイナンバー)の利用で課税証明書等の添付書類が省略できます。

<記入上の注意>

①家族から2人以上の児童が同時に入所されている場合もそれぞれ提出してください。

②児童の世帯員全員記入してください。世帯分離の場合も生計同一として記入してください。

③個人番号申告者と入所申込書の保護者氏名は同一にしてください。※自署の場合押印不要

<マイナンバー申告書について>

本紙は、行政手続きにおける特定個人を識別するための利用等に関する法律に基づき、保育所等の入所手続きの際に、世帯全員の個人番号(マイナンバー)を申告することが、必要とされることから、ご申告をお願いするものです。

入所の管理及び、保育料の算定のため必要となり、それ以外の事務に利用することはございませんので、ご理解ご協力をいただきますようお願いいたします。

●子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書の記入例

教育認定（1号認定）で入所を希望し、保育の必要がある場合は申請し、認定を受けることで「預かり保育（一時預かり部分）が無償化の対象となります。

<記入例>

令和6年 2月 15日

子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書

水見市長 あて

【申請にあたって同意していただく事項】

- 子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査及び申請者や同居親族の市町村民税課税状況の確認に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。
- 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として認められる場合に、施設・事業者に提供することがあります。
- 子ども・子育て支援法第30条の11第3項の規定に基づき、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支給される場合があります。

以上のことに同意し、施設等利用給付認定を希望するので、子ども・子育て支援法第30条の5第1項の規定に基づき、次のとおり施設等利用給付に係る認定を申請します。

		認定希望日（施設利用開始日）		令和 6年 4月 1日	
申請者	フリガナ	ヒミ タロウ		申請者子どもの続柄	父
	氏名	水見 太郎		現住所	〒 935 - 8686 水見市〇〇 △△番地
	印	[印]		現住所が市外の場合 市内転入後の住所	〒 水見市
日中の連絡先（電話番号） * 確実に連絡の取れる順に記入して下さい。					
①	090-0000-△△△△	②	090-△△△△-XXXX	③	0796-XX-0000
子ども申請	フリガナ	ヒミ サロウ		現住所	〒 水見市
	氏名	水見 三郎		平成・令和	2年 4月 10日
				出生順位	第 4子
認定種別	<input type="checkbox"/> 申請子どもは、認定希望日時時点で満3歳に達している(第1号) (保育の必要がなく、預かり保育の無償化の申請を行わない) <input checked="" type="checkbox"/> 申請子どもは、認定希望日時時点で満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過している(第2号) (保育の必要があり、預かり保育の無償化を申請する) <input type="checkbox"/> 申請子どもは、認定希望日時時点で満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある(第3号) (保育の必要があり、預かり保育の無償化を申請する)				左記で第3号に該当し、市民税非課税世帯に該当する場合は、下の□にシ点を付けて下さい。 <input type="checkbox"/> 市民税非課税世帯に該当
保育を必要とする理由(第2号・第3号の場合のみ)	該当する□にシ点を付けて下さい。 ※保育を必要とする理由を確認できる書類(裏面 記入例下欄)を添付してください。				
	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠 出産 <input type="checkbox"/> 疾病 障害等 <input type="checkbox"/> 介護 看護 <input type="checkbox"/> 災害 復旧 <input type="checkbox"/> 求職 活動等 <input type="checkbox"/> 就学				

上記「希望認定種別」が(第3号)に該当する場合に記入して下さい。

認定希望日の 当年1月1日現在の住所※1	(母親)	石川県金沢市広坂〇-〇	(父親)	<input checked="" type="checkbox"/> 現住所と同じ
認定希望日の 前年1月1日現在の住所※2	(母親)	石川県金沢市広坂〇-〇	(父親)	<input checked="" type="checkbox"/> 現住所と同じ

※1, 2. 海外勤務等で日本で課税されていない方は、当年(前年)1年間の収入と控除額がわかる書類(課税証明書など)を添付して下さい。

主に利用する施設を記入して下さい。

施設名	フリガナ	利用するサービス	所在地	〒935 - 0016 水見市本町〇番×号
	◇◇◇こども園	幼稚園 ◀認定こども園(預かり保育を含む)▶ 認可外・一時預かり・病児保育・ ファミリーサポートセンター	利用開始予定日	令和6年 4月 1日

同居者を全員記入して下さい。

申請者	フリガナ 氏名	申請子ども との続柄	生年月日	就労・通学・通園先 又は単身赴任先	要介護認定又は障 害者手帳
1	ヒミ タロウ 水見 太郎	父	大正 昭和 60年 7月 1日	有限会社〇〇〇〇	□有
2	ヒミ ハナコ 水見 花子	母	大正 昭和 62年 10月 8日	有限会社△△△△	□有
3	ヒミ キヨシ 水見 清	祖父	大正 昭和 25年 9月 12日	自宅療養中	☑有
4	ヒミ イチロウ 水見 一郎	兄	大正 昭和 26年 2月 15日	〇〇小学校	□有
5	ヒミ シロウ 水見 次郎	兄	大正 昭和 28年 5月 20日	〇〇小学校	□有
6	ヒミ モモコ 水見 桃子	姉	大正 昭和 30年 6月 30日	◇◇◇こども園	□有
7					□有

添付書類（本認定種別第2号・第3号に該当する方は、以下の中から該当する書類を添付して下さい）

1 居宅外で就労されている方(就労予定、育休中を含む)	就労証明書(採用予定の場合は就労後に証明するものを提出してください)
自営(自宅外自営、親族経営等の自営を含む)の場合	家族調査票、確定申告書等の写し
農業や漁業等に従事している方	家族調査票、確定申告書等の写し
2 出産前後の方(出産前後8週間に限る)	家族調査票、母子健康手帳の写し(氏名と出産予定日が記載されているページ)
3 保護者が学校に在学中の方	家族調査票、在学証明書または学生証の写し(入学予定の場合は合格通知等)
4 保護者が病気の方	家族調査票、診断書(病状等により保育が必要な旨を明記してあるもの)
5 保護者が介護している方	家族調査票、診断書(病状等により介護が必要である旨を明記してあるもの)
6 保護者が求職中の方	求職活動申立書、ハローワークカードの写し
7 認可外保育施設の利用を希望される方	保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書(認定参考様式その9)

《教育・保育施設一覧表》

(保育所・認定こども園) ※マークの利用は受入出来ない場合もあります。直接施設へご相談ください。

区分 公・私	園名	住所 電話番号	保育 定員	教育 定員	開所時間(延長を含む) (保育短時間) 【教育標準時間】	一時 ※	病児 ※	病後 ※	体調 不良 ※
保育所	公立	十二町保育園	万尾 13-2 91-0754	30		7:00~18:00 (8:30~16:30)	○		
		阿尾保育園	阿尾 263 74-8440	50		7:00~19:00 (8:30~16:30)	○		
	私立	速川保育園	小久米 135 76-2501	20		7:00~19:00 (8:00~16:00)	○		
		アソカナーサリー	鞍川 1303 74-7550	100		7:00~19:00 (8:00~16:00)	○		○
		海清保育園	窪 2278-1 91-1301	120		7:00~19:00 (8:30~16:30)	○		○
認定こども園	公立	しんまちこども園	中央町 12-23 74-8438	57	3	7:00~19:00 (8:30~16:30) 【8:30~14:00】	○	○	
	私立	認定こども園 ひみ中央こども舎	栄町 18-8 74-1415	106	9	7:00~19:00 (8:30~16:30) 【8:30~14:30】	○		
		認定こども園 アソカ幼稚園	鞍川 1296 74-6660	40	120	7:00~19:00 (8:00~16:00) 【9:00~15:00】			
		認定こども園 マヤ保育園	宮田 261 91-1682	60	35	7:00~19:00 (8:00~16:00) 【9:00~15:00】	○		
		認定こども園 あさひの丘こども園	朝日丘 3-10 74-8435	90	15	7:00~19:00 (8:30~16:30) 【9:00~15:00】	○		○
		認定こども園 氷見ひかり保育園	窪 616-1 91-3335	75	5	7:00~19:00 (8:30~16:30) 【9:00~14:00】	○		○
		認定こども園 みどり保育園	飯久保 167 91-1277	100	5	7:00~19:00 (8:30~16:30) 【9:00~14:00】	○		
		認定こども園 上庄保育園	泉 355-1 72-5674	80	10	7:00~19:00 (8:30~16:30) 【9:00~14:00】	○		

(事業所内保育所)

公・私	園名	住所	電話番号	利用定員	預かり時間(保育短時間)
私立	こども館きらら	鞍川 975	74-5561	12	7:30~18:30 (8:30~16:30)

上記全施設の開所時間及び定員等の記載事項は、令和5年度の状況です。令和6年度に変更になる場合があります。